

射水市立保育園保育業務支援システム導入業務委託仕様書

1 業務委託の名称

射水市立保育園保育業務支援システム導入業務委託

2 業務の目的

(1) 趣旨

射水市立保育園へ保育業務支援システム（以下、本システムという。）を導入し、利用者の利便性を向上させるとともに、保育業務の効率化と保育の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 重視する点

保育業務の効率化及び保育の質の向上

利用者との連携機能を活用した利便性の向上と連絡体制の強化

セキュリティ及び個人情報の保護

制度改正に対応する安定したサービスの提供及びサポート体制

3 業務委託の施設・場所

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 射水市立片口保育園 | 射水市高場新町二丁目 75 番地 |
| (2) 射水市立塚原保育園 | 射水市松木 633 番地 |
| (3) 射水市立大江保育園 | 射水市大江 1464 番地 |
| (4) 射水市立千成保育園 | 射水市中太閤山 11 丁目 2 番地 |
| (5) 射水市立大門きらら保育園 | 射水市中村 111 番地 1 |

4 保育施設の概要（令和3年7月1日現在）

施設名	定員	児童数	保育士数
射水市立片口保育園	180 名	119 名	24 名
射水市立塚原保育園	130 名	94 名	20 名
射水市立大江保育園	100 名	94 名	19 名
射水市立千成保育園	120 名	102 名	19 名
射水市立大門きらら保育園	280 名	264 名	46 名

5 委託期間及び稼働時期

構築期間 令和3年9月1日から令和3年11月30日

システム稼働日 令和3年12月1日

システム利用期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日

6 委託業務内容

別紙 1 のとおり

7 システムの概要及び基本要件

(1) システムの構築方法

自治体に提供実績があるパッケージソフトをベースに構築することとし、帳票様式に係る機能を除きノンカスタマイズを基本とする。例外としてカスタマイズを行う場合、パッケージソフトの更新があった際に運用保守の範囲で対応すること。

(2) システム構成

ア システム構成は、保育園及び幼稚園、認定こども園の全てに対応できるものとする。

イ システム形態はクラウド型、オンプレミス型いずれも可とする。ただし、オンプレミス型の場合はサーバ機器の調達および設定作業を委託業務の見積もりに含めること。

ウ ネットワーク環境は、LGWAN ネットワーク、インターネット回線のいずれかの接続とする。インターネット回線の場合、本市が利用する富山県セキュリティクラウドを通して利用できることとする。なお、ネットワーク回線の使用料は本市が負担するものとする。(本プロポーザルの見積金額にはインターネット回線を使用することを前提とした見積を提出すること)

エ 利用者端末の設定変更が必要な場合、設定内容を詳細に記載することとし、本市総務課と協議のうえ可否を決定するものとする。

オ 稼働時に使用する利用者端末にパッケージのインストールや個別の設定が必要な場合、当該設定は受託者にて実施(各施設5台を上限)し、設定手順を市に納品するものとする。

カ クラウド型のシステム形態の場合、データは日本国内に所在するデータセンターで管理し、情報漏洩や改ざんの防止、個人情報の管理に関して必要なセキュリティ対策を取ることを。

キ 本市が用意するネットワーク及び利用者端末に起因するものを除き、業務に支障がでないことのない処理性能のシステム構成であること。また利用者端末についてはパッケージの動作環境や推奨仕様などを提示すること。

(3) システムのセキュリティ要件

ア ユーザ認証機能を有し、ログイン等の操作記録を取得及び保管すること。また、クラウド型のシステム形態の場合においては、アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。

イ システム利用者アカウントを管理(登録、更新、権限設定、停止、削除)し、また、

システムにアクセスする者それぞれの役割に応じて、利用可能な機能、アクセス可能なデータ、更新できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

ウ その他、情報セキュリティの向上に資する機能や取り組みがある場合は提案書に記載すること。

(4) 操作研修および導入支援の要件

ア システムの操作方法についてはマニュアルを納品しシステム管理者（子育て支援課職員）及び各施設の利用者（施設の職員）に対する操作研修を行うこと。また、利用者に対する操作研修は過去の導入実績を踏まえて推奨される実施方法・実施回数を提案内容に含めること。

イ 構築期間中は問い合わせや日常の運用支援に即時に対応できる体制を設けること。

ウ 構築期間中にシステムの機能やマスタ情報、児童データを検証するための試験を実施し、結果を発注者に報告・承認を得ること。

(5) 保守・サポート要件

ア 稼働後のサポート体制及び保守内容について提案内容に含めること。

イ 制度改正や利用端末のOS等のバージョンアップに随時対応すること。また、当該費用について追加費用を要しないこと。

ウ 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。また、当該費用について発注者が認める場合を除き追加費用を要しないこと。

エ 操作方法に関する対応窓口を設置すること。問合せは午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。）の範囲以上の受付が可能であること。

オ 情報セキュリティに関し、十分な教育を受けたものが問合せ対応を行うこと。

カ システムに関する障害発生時の対応窓口を設置すること。また障害発生時は、速やかに原因調査に取りかかり、障害が復旧するまで定期的に市へ報告を行い障害の早期復旧に努めること。

キ その他保守・サポートについてシステム導入の目的達成に有効な提案がある場合は提案書に記載すること。

(6) バックアップ要件

ア 1日1回以上のバックアップを取得し、バックアップデータは1週間以上保持すること。

イ バックアップデータは稼働中のシステム及びデータと同時に破損しないよう、別の媒体にて管理すること。

ウ 障害発生時において、バックアップデータからの復元を行う際の対応方針と標準的

なデータ復旧時間（機器、OSの復旧時間は除く）を提案書に記載すること。

エ オンプレミス型のシステム形態の場合、システム導入時においてバックアップ・リカバリ手順書を作成し導入期間においてバックアップ・リカバリテストを実施し市の承認を得ること。

オ オンプレミス型のシステム形態の場合、バックアップが正常に取得できなかった場合、管理者に通知できる機能を有すること。

(7) 納入成果物

本業務における納入成果物は次に定めるとおりとする。なお、提出は紙媒体及び電子データ（CD-R等の記録媒体）で各1部提出すること。

ア システム設計書

イ システム操作マニュアル

ウ 業務着手届

エ 作業工程表

オ 業務完了届

カ その他発注者が必要と認めた資料等

8 機能要件

別紙2のとおり

9 機密の保持

受注者は、本業務により知りえた事項及びデータについて、その一切を漏らしてはならない

10 個人情報の管理

受注者は、個人情報については、個人の権利や利益を侵害することのないよう適正に取り扱うとともに、その保護に徹底するものとする。

11 検査

受注者は、業務の完了に合わせて、発注者の指示する日時に、所定の成果品を提出し、検査を受けるものとする。

12 再委託の制限

受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により発注者承諾を得たときは、この限りではない。

13 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 個人情報保護法
- (2) 著作権法
- (3) 射水市個人情報保護条例
- (4) 射水市個人情報保護条例施行規則
- (5) 射水市情報セキュリティポリシー
- (6) その他関係する法令

14 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

ア 受注者から本市に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、本市と受注者が協議の上、本市は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、本市から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を本市に返還し、又は本市の指示に従った処置を行うものとする。

エ 本市及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 業務引継

ア 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、引き継ぐべき業務の内容の詳細を記録した業務引継ぎ書を作成し、本市に提出し、本市に十分に説明を行うこととする。

イ 受注者は、本市が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、データ移行については、受注者側で実施し、本委託の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。

(4) 本仕様書に明記されていない事項でも、本調達機器等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備している事とする。

(5) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者双方が協議し決定するものとする。